

【社員関係の登記】

			申請する登記						
			合名会社		合資会社			合同会社	
			無限責任社員		無限責任社員	有限責任社員		有限責任社員	
								業務執行社員	非業務執行社員
特 定 承 継	全部	譲渡人		A-1 退社登記	A-2 退社登記	A-3 退社登記	A-4 退社登記, 減資登記	A-5 減資登記	
		譲受人	社員	B-1 ×	B-2 ×	B-3 譲渡人＝無限責任社員：責任変更登記 譲渡人＝有限責任社員：出資価額登記	B-4 ×	B-5 —	
			非社員	C-1 加入登記	C-2 加入登記	C-3 加入登記	C-4 加入登記	C-5 —	
	一部	譲渡人		D-1 ×	D-2 ×	D-3 出資価額登記	D-4 ×	D-5 —	
		譲受人	社員	E-1 ×	E-2 ×	E-3 譲渡人＝無限責任社員：責任変更登記 譲渡人＝有限責任社員：出資価額登記	E-4 ×	E-5 —	
			非社員	F-1 加入登記	F-2 加入登記	F-3 加入登記	F-4 加入登記	F-5 —	
一 般 承 継	608 I 無 ※	被承継人		G-1 退社登記	G-2 退社登記	G-3 退社登記	G-4 退社登記, 減資登記	G-5 減資登記	
	608 I 有 ※	被承継人		H-1 退社登記	H-2 退社登記	H-3 退社登記	H-4 退社登記	H-5 —	
		譲受人	社員	I-1 ×	I-2 ×	I-3 被承継人＝無限責任社員：責任変更登記 被承継人＝有限責任社員：出資価額登記	I-4 ×	I-5 —	
			非社員	J-1 加入登記	J-2 加入登記	J-3 加入登記	J-4 加入登記	J-5 —	

※ 608 I＝一般承継人が当該社員の持分を承継する旨の定款の定め

[参考] 社員の死亡によりその相続人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めている合資会社の社員が死亡した場合においては、遺産分割協議により当該社員の相続人のうちの1人を社員の持分を承継する者と定めたとときであっても、相続人であって社員以外の者すべてを社員とする変更の登記の申請をしなければならない（無限責任社員の死亡につき昭34.1.14民事甲2723号、有限責任社員の死亡につき昭38.5.14民事甲1357号）。